

# ディスクロージャー分析～従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示の主な課題について～

2024.11.6

主任研究員 公認会計士 川島 直樹

当ディスクロージャー分析レポートでは、金融庁から公表された従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示の主な課題の記載状況について、TOPIX100（2024年10月現在）の3月末決算会社（80社）を調査対象として、調査・分析を実施した。

## はじめに

2024.5.23にUPした～サステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題について～

(<https://www.dirri.co.jp/res/analysis/2024/post1508.html>) に続いて、従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示についても、金融庁の法令改正関係審査及び重点テーマ審査の結果

(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/01.pdf>)、複数の審査対象会社に共通した課題が識別されている。本調査では、TOPIX100（2024年10月現在）の3月末決算会社（80社）の2024年3月期の有価証券報告書を調査対象として、審査結果で示された従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示の主な課題について、その記載状況の調査・分析を実施した。

## 調査結果について

審査結果を踏まえた留意すべき事項等では、従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示について、6つの主な課題が挙げられており、以下でそれぞれ確認する。

①[課題] 女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない

課題となる事項「女性管理職比率に関する計算方法や定義については、女性活躍推進法の定義に従うこととされている。女性活躍推進法における女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」では、一般的に、「課長代理」と呼ばれている者は、「管理職」とは見なされないとされているが、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行っていない」について、調査対象会社の記載状況は以下のとおりである。

	会社数
女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示している	78
女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない	2
合計	80

ほとんどの会社が「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものと脚注にて記載していたが、女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない会社のうち1社は、係長級以上にある者に占める女性労働者の割合を算出しており、

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による定義や計算方法とは異なっている旨を記載していた。もう1社は、提出会社は女性活躍推進法の規定に基づき算出していたが、連結会社については、上記指標の定義や計算方法は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）とは異なっている旨を記載していた。

**②[課題] 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない**

課題となる事項「提出会社の取締役会の活動状況として、開催頻度、具体的な検討内容、及び個々の取締役の出席状況について、それぞれ当事業年度における実績を記載することが求められているが、いずれかについて記載していない」について、調査対象会社の記載状況は以下のとおりである。

	会社数
取締役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載あり	74
取締役会等の開催頻度、出席状況については記載しているが、具体的な検討内容の記載がない	6
合計	80

取締役会等の具体的な検討内容の記載がない会社や検討内容がどこの会社でもあてはまる内容で具体的でない会社が合わせて6社見られており、改善が求められる事項の1つとなっている。

**③[課題] 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない**

課題となる事項「内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められているが、取締役会に対して直接報告を行う仕組みの有無について記載しておらず、適切ではない」について、調査対象会社の記載状況は以下のとおりである。

	会社数
内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載あり	63
内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない	17
合計	80

内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みがある会社が60社、仕組みはないものの、代表取締役及び監査役等へ報告している会社が3社となっており、残りの17社については、仕組みの有無には言及していないが、ほとんどの会社が代表取締役や監査委員会等へ報告している旨を記載していた。

**④[課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない**

課題となる事項「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（いわゆる政策保有株式）の銘柄ごとの開示においては、保有目的等を具体的に記載することが求められているが、政策保有株式の銘柄ごとの保有目的の記載が具体的でなく、適切ではない」について、調査対象会社の記載状況は以下のとおりである。

	会社数
政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されている	69
政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない	6
政策保有株式を保有していない	5
合計	80

保有目的が一律で政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない会社が6社あり、こちらも改善が求められる事項の1つとなっている。

**⑤[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている**

**⑥[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている**

課題となる事項「政策保有株式縮減の方針を示しつつ、政策保有株式に関して売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例や、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には売却に取り組む予定は長期間なく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例も認められた」について、調査対象会社の記載状況は以下のとおりである。

	会社数
当事業年度中に投資株式の保有目的の変更なし	77
当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更	2
当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更	1
合計	80

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した会社が2社あるが、どちらの会社も売却可能時期等の記載や長期間売却に取り組む予定がないとの記載はなく、課題のある事例は見つからなかった。

## おわりに

上記の6つの主な課題のうち、②取締役会等の具体的な検討内容の記載がない会社や、④政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない会社については、今後の開示にて改善が求められる。

そして、③内部監査が取締役に直接報告を行う仕組み（いわゆるデュアルレポーティングライン）の有無に関する記載がないについては、実質的には代表取締役及び各取締役に報告を行っているが内部監査の状況にて記載が足りていないケースと、実際にと取締役会に直接報告を行う仕組みがないケースが考えられるが、前者については、内部監査の実効性を確保するための取組み（取締役会等に直接報告を行う仕組み）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められる。後者については、法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項として、内部監査の実効性を確保するための取組を記載する際には、内部監査部門が、監査役及び監査役会だけではなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められているため、まず、そのような体制を整えることが必要となる。

以 上